

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書に関する Q & A

1. 報告対象期間

Q1-1 当社は決算が12月締めのため、各種伝票やデータについても暦年でまとめていますが、当該報告もこれによってまとめてよいでしょうか。

A1-1 廃棄物処理法施行規則第8の27条により、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関して報告書を提出する旨定められています。

Q1-2 3月31日に交付したマニフェストの写しが戻っていないのですが、今回の報告書に記載するのでしょうか、それとも確認してから次年度の報告に入れるべきでしょうか。

A1-2 交付等の状況報告ですので、未だ写しの送付がないものについても報告の対象となります。

2. 報告の対象者

Q2-1 昨年度のマニフェストの交付は1枚だけでしたが、報告は必要ですか。

A2-1 マニフェストを1枚でも交付した事業者は報告が必要です。なお、昨年度1枚も交付しなかった場合は報告の必要はありません。

Q2-2 自社で廃棄物を処理している場合でマニフェストを利用している場合の報告は必要ですか。自社運搬で処分場に持ち込む場合は必要ですか。

A2-2 自己処理の場合はマニフェストを交付する必要はありません。また、処理確認のためにマニフェストを準用している場合でも報告は不要です。ただし、処分のみ他人に委託している場合は法律によるマニフェストの交付対象となりますので報告が必要です。このとき参考に収集運搬業者欄に「自社運搬」と記載することは差し支えありません。

Q2-3 マニフェストの交付を要さない者への委託の場合は報告が不要ですか？

A2-3 国の広域認定を受けている者への委託や専ら再生利用のために産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類及び古繊維）のみの処理を業として行っている者への委託はマニフェストの交付を要しませんので、本報告の対象外となります。

マニフェストの仕組みに準じて確認伝票などで処理終了の報告を得ている場合も報告は不要です。

3 . 報告者

Q3-1 当社で発生する産業廃棄物については、県内各地の事業場について当社が一括して処理委託契約を締結しています。この場合、本社分と事業場分を合算し、当社が一括して報告することはできますか。また、報告先は本社のある行政庁でよいですか。

A3-1 本社が報告書を作成することは差し支えありませんが、原則として複数の事業場を1つの事業場に合算することはできません。報告は事業場毎に行ってください。

ただし、建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場の所在地を所管する県または市ごとに一つにまとめた上で提出してください。

また、報告先は、事業場の所在地を所管する県又は市（相模原市・横浜市・川崎市・横須賀市）となります。

Q3-2 様式に、法人にあっては代表者の氏名とありますが、支店長名や工場長名での報告でもよいですか。

A3-2 原則として、法人の代表者名での報告となりますが、代表者でなくても支店長、工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある方であれば結構です。

Q3-3 オフィスビルの管理会社がマニフェストの交付をしている場合、各会社は報告しなくてよいのですか。

A3-3 ビル管理者がマニフェストの交付を行っている場合は、産業廃棄物処理委託契約の名義にかかわらず、ビル管理者が報告者となります。

4 . 報告書の記入方法

Q4-1 報告書の様式等は対象者に送られてくるのですか。

A4-1 相模原市のホームページに様式を掲載していますので、お手数ですがそちらから入手していただくようお願いします。入手された様式等を他の排出事業者の方へ配布していただいても構いません。

Q4-2 押印は必要ですか。

A4-2 不要です。

Q4-3 業種欄には具体的な名称を記載するのですか。

A4-3 業種については、「日本標準産業分類」の「中分類」の業種を記入してください。
記入に際しては、日本標準産業分類のホームページ（外部サイトを）参照してください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#a

Q4-4 事業場内で複数の業種にまたがる事業を行っている場合、「業種」欄にはどのように記入すればよいですか。

A4-4 産業廃棄物を多く排出する事業に該当する業種を記入してください。

Q4-5 「産業廃棄物の種類」の欄はどのように記入すればよいですか。

A4-5 次の種類を参考に記入してください。

産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の種類
燃え殻	廃油（揮発油類等）
汚泥	廃油（揮発油類等・特定有害）
廃油	廃酸（PH2.0 以下）
廃酸	廃酸（PH2.0 以下・特定有害）
廃アルカリ	廃アルカリ（PH12.5 以上）
廃プラスチック	廃アルカリ（PH12.5 以上・特定有害）
廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物）	感染性産業廃棄物
紙くず	（特定有害廃棄物）
木くず	廃 PCB 等
繊維くず	PCB 汚染物
動植物性残さ	PCB 処理物
動物系固形不要物	廃石綿等（特定有害）
ゴムくず	指定下水汚泥
金属くず	鉱さい（特別有害）
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	燃え殻（特定有害）
ガラス・コンクリート・陶磁器くず （石綿含有産業廃棄物）	廃油（特定有害）
鉱さい	汚泥（特定有害）
がれき類	廃酸（特定有害）
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	廃アルカリ（特定有害）
コンクリート破片	ばいじん（特定有害）
アスファルト・コンクリート破片	13号廃棄物（特定有害）
動物のふん尿	
動物の死体	

ばいじん 13号廃棄物 建設系混合廃棄物 建設系混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物） 安定型混合廃棄物 管理型混合廃棄物 シュレッダーダスト 廃自動車 廃電気機械器具 廃電池類 複合材	
--	--

Q4-6 バッテリーや蛍光灯などの混合廃棄物は、「産業廃棄物の種類」の欄にどのように記入すればよいですか。

A4-6 排出段階で一体不可分のバッテリーや蛍光灯なども、A4-5の表の区分により記入してください。

【問い合わせの多かった産業廃棄物の種類】

産業廃棄物の名称	該当する種類
ペンキ	廃油
写真・レントゲン定着液	廃酸
写真・レントゲン現像液	廃アルカリ
LLC（ロングライフークラント）	
畳（合成繊維製）	廃プラスチック
発泡スチロール	
畳	繊維くず
パソコン	廃電気機械器具
自動販売機	
蛍光灯	
乾電池、バッテリー	廃電池類
バイク、自転車	廃自動車
机、いすなどの什器	複合材

Q4-7 排出段階で複数の産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記入すればよいですか。

A4-7 排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、本来は廃棄物の種類毎にマニフェストを交付するところを1枚で交付してしまっている場合は、混合廃棄物の例に準じて複数廃棄物の種類を記入してください。

なお、今後は廃棄物の種類毎にマニフェストを交付するようにしてください。

Q4-8 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はどのように記入すればよいでしょうか。

A4-8 「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む）」のように記入してください。

ただし、各産業廃棄物の種類の区別ができない場合は、「石綿含有産業廃棄物（がれき類、ガラスくず）」のように記入してください。

Q4-9 マニフェストに記載された排出量の単位が立法メートルまたはトン以外の場合（～台、～本、～枚など）における換算方法を教えてください。

A4-9 実際に委託した廃棄物の処分場で計測したときの記録など重量を把握している場合はそれによってください。「ドラム缶1本、一斗缶1個」など、積載した廃棄物の体積が推計できる場合は、その数値に「産業廃棄物の体積から重量への換算係数」の換算係数を掛けて値を算出します。

体積及び排出量の推計が難しい場合は、廃棄物の原料製造業者に問い合わせるか、または性状の似た廃棄物を参考に排出量を算出してください。

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず。	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26

22	安定型混合廃棄物	0.26
23	管理型混合廃棄物	0.26
24	廃電気機械器具	1.00
25	感染性廃棄物	0.30
26	廃石綿等	0.30

【注意1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）

【注意2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値です。

【注意3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1から19に該当する品目の換算係数に準拠します。

【注意4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

Q4-10 排出量が少ない場合、小数点第何位まで記入すればよいですか。

A4-10 排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいても構いませんが、1tに満たない場合の最小値は小数点第3位（1Kgまで）として報告してください。

〔例〕 2354Kg = 2.354t

0.957Kg = 0.001t

Q4-11 処分場まで、区間を区切って運搬を委託（積み替え保管）しています。この場合、運搬受託者はどのように記入すればよいですか。

A4-11 積み替え保管などにより複数の運搬業者が運搬を行う場合は、区間ごとの運搬業者について全て記入します。

これら積み替え保管の第2区間以降及び再委託における「運搬受託者」欄には、（区間委託）及び（再委託）と記入し、区間委託又は再委託であることが分かるようにしてください。

Q4-12 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合は同じ住所を記入するのですか。

A4-12 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じ場合は、「処分場所の住所」の記入は必要ありません。

Q4-13 記入する産業廃棄物の種類や運搬受託者の数が多いため、報告書（様式第3号）の1枚だけでは足りない場合はどのようにすればよいですか。

A4-13 報告書が2頁以上になる場合は、2頁目以降は様式に準じて作成してください。なお、ホームページに掲載している報告書は継続用紙も含んでいます。

5 . 報告書の提出方法

Q5-1 報告書の提出先を教えてください。

A5-1 廃棄物を排出した事業場（現場）の所在地を管轄する行政庁に提出します。 相模原市内の事業場（現場）であれば相模原市役所に提出します。

Q5-2 相模原市以外の事業場について報告書の提出先を教えてください。

A5-2 横浜市、川崎市、横須賀市に事業場がある場合は、各市に、これら以外の県内の市町村に事業場がある場合は、管轄する県政総合センターあてに報告することになります。短期間の事業場が複数ある場合、県と市または複数の市の排出事業場の報告をまとめることはできませんので、それぞれ報告書を作成してください。お手数ですが、宛先には「マニフェスト交付等状況報告 担当行き」と記入してください。

Q5-3 提出期限及び提出の方法を教えてください。

A5-3 毎年4月1日から6月30日の間に提出します。紙に打出したものを、1部、郵送で提出してください。（直接、窓口で提出されても結構です。）

Q5-4 提出部数は何部ですか。また、控えをもらうことはできますか。

A5-4 提出部数は1部です。受領印の押印のある控えが必要な場合は、返送用封筒（切手を貼ってください。）と共に2部郵送してください。直接、窓口で提出される場合も2部お持ちになれば、その場で控えをお返しします。

Q5-5 CD-Rや電子メールでの提出はできますか。

A5-5 紙媒体での提出をお願いします。電子ファイルで報告書を作成した場合も、紙に打出した状態で提出してください。